

事務連絡
令和6年12月6日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部
各指定都市社会保障・税番号制度担当部 御中

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課

顔認証マイナンバーカード交付時・設定切替時の市区町村における
代理人を通じた健康保険証利用の申込みについて

平素よりマイナンバーカードの普及促進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

顔認証マイナンバーカードを新たに交付する場合や、顔認証マイナンバーカードへの設定の切替えを行う場合に、市区町村においてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを行うことができるよう、その事務フローについて、「顔認証マイナンバーカード交付時・設定切替時の市区町村における健康保険証利用の申込みについて」（令和5年12月8日付け事務連絡）でお示ししております。

今般、「令和6年地方分権改革に関する提案募集」において、「自治体窓口において代理人によるマイナンバーカードの健康保険証利用登録申請を可能とすること」を求める提案がなされたことを踏まえ、代理人を通じた顔認証マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを可能とすることといたしましたので、その事務フローを別添のとおりお示いたします。

顔認証マイナンバーカードを持つ住民の方が、円滑にマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みができるよう、ご協力いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

（顔認証マイナンバーカードについて）

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

担当：井上、佐藤、高山

電話：03-5253-5366（直通）

（健康保険証利用申込みについて）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室

担当：小菅、北條

電話：03-3595-2614（直通）

カード新規交付の場合(交付時来庁方式)、電子証明書新規発行/更新の場合(代理人)

- (1) 市区町村職員がマイナポータルへのログイン及びマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを代行することについて、書面により本人の同意を取得する。なお、手続時には、委任状等により代理権等を確認すること。※同意書のフォーマットは別紙参照
同意書が得られない場合は、再度同意書の提出を求める又は医療機関等の顔認証付きカードリーダーでの初回登録を案内する。
- (2) 市区町村職員が、健康保険証利用の申込みのみに使用する暫定的な暗証番号を設定
- (3) 交付処理完了後、(2)で設定した暗証番号を用いて、市区町村職員がマイナポータルにログインし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを代行
※マイナポータルには個人情報が多く含まれるため、不要な情報の表示など誤操作を防止する観点から複数職員で確認しながら作業を行うこと。また、代理人にマイナポータルの画面を閲覧させないようにすること。
- (4) マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み後、暗証番号ロック用ツールを用いて、4桁の暗証番号全てをロックし、追記欄に「顔認証」と追記
- (5) 代理人にカードと厚生労働省作成の別添リーフレットを交付

カード新規交付の場合(申請時来庁方式)(代理人)

- (1) 申請時に、市区町村職員がマイナポータルへのログイン及びマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを代行することについて、書面により同意を取得する。なお、手続時には、委任状等により代理権等を確認すること。
※同意書のフォーマットは別紙参照
同意書が得られない場合は、再度同意書の提出を求める又は医療機関等の顔認証付きカードリーダーでの初回登録を案内する。
- (2) 市区町村職員が、健康保険証利用の申込みのみに使用する暫定的な暗証番号を設定
- (3) 交付処理完了後、(2)で設定した暗証番号を用いて、市区町村職員がマイナポータルにログインし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを代行
※マイナポータルには個人情報が多く含まれるため、不要な情報の表示などを防止する観点から複数職員で確認しながら作業を行うこと。
- (4) マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み後、暗証番号ロック用ツールを用いて、4桁の暗証番号全てをロックし、追記欄に「顔認証」と追記
- (5) 本人限定郵便等によりカードと厚生労働省作成の別添リーフレットを交付

市区町村における顔認証マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みの流れ(代理人)

通常のコードから設定の切替を行う場合(代理人)

☆顔認証マイナンバーカードへの設定切替申請があった場合は、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みの有無を確認
マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みが済んでいない場合の事務の流れは以下のとおり。

- (1) 市区町村職員がマイナポータルへのログイン及びマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを代行することについて、
書面により本人の同意を取得する。なお、手続時には、委任状等により代理権等を確認すること。※同意書のフォーマットは別紙参照
同意書が得られない場合は、再度同意書の提出を求める又は医療機関等の顔認証付きカードリーダーでの初回登録を案内する。
- (2) 暗証番号の初期化を行い、市区町村職員が健康保険証利用の申込みのみに使用する暫定的な暗証番号を設定
- (3) (2)で設定した暗証番号を用いて、市区町村職員がマイナポータルにログインし、マイナンバーカードの健康保険証利用の
申込みを代行
※ マイナポータルには個人情報が多く含まれるため、不要な情報の表示などを防止する観点から複数職員で確認しながら作業を行うこと。また、代理人にマイナポータルの画面を閲覧させないようにすること。
- (4) マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み後、暗証番号ロック用ツールを用いて、4桁の暗証番号全てをロックし、追記欄に「顔認証」と追記
- (5) 代理人にカードと厚生労働省作成の別添リーフレットを交付

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書

令和 年 月 日

〇〇〇市町村長殿

私は、下記の事項につき、〇〇〇市町村長に対して同意いたします。

(申請者/利用者の氏名) _____

※申請者の氏名欄に、申請者の署名又は記名押印を行うこと
(自署が難しい場合は、代筆の上押印を行うことも可能。)

記

- 一 〇〇〇の職員が、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みのためにマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書に係る暫定的な暗証番号の設定を行うこと
- 二 マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに当たり、〇〇〇の職員に前号で設定した暗証番号をマイナポータルに入力させること
- 三 マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みのための手続(マイナポータル利用規約に係る同意を含む。)を〇〇〇の職員に代行させること

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する委任状

令和 年 月 日

〇〇〇市町村長殿

(申請者/利用者の氏名) _____

私は、下記の者を代理人としてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みの権限を委任しましたので通知します。

(代理人の氏名) _____

(本人との関係) _____

※申請者の氏名欄に、申請者の署名又は記名押印を行うこと (自署が難しい場合は、代筆の上押印を行うことも可能。)

市区町村における顔認証マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みの流れ(本人)

赤字が変更点

カード新規交付の場合(交付時来庁方式)、電子証明書新規発行/更新の場合(本人)

- (1) 市区町村職員がマイナポータルへのログイン及びマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを代行することについて、書面により同意を取得する。なお、同意取得時には、マイナポータル利用規約を提示し、利用規約へ同意する意思も確認すること。※同意書のフォーマットは別紙参照
本人からの同意が得られない場合は、医療機関等の顔認証付きカードリーダーでの初回登録を案内する。
- (2) 市区町村職員が、健康保険証利用の申込みのみに使用する暫定的な暗証番号を設定
- (3) 交付処理完了後、(2)で設定した暗証番号を用いて、市区町村職員がマイナポータルにログインし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを代行※本人の立ち会いが必要。
- (4) マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み後、暗証番号ロック用ツールを用いて、4桁の暗証番号全てをロックし、追記欄に「顔認証」と追記
- (5) 本人にカードと厚生労働省作成の別添リーフレットを交付

カード新規交付の場合(申請時来庁方式、出張申請受付)(本人)

- (1) 申請時に、市区町村職員がマイナポータルへのログイン及びマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを代行することについて、書面により同意を取得する。なお、同意取得時には、マイナポータル利用規約を提示し、利用規約へ同意する意思も確認すること。※同意書のフォーマットは別紙参照
本人からの同意が得られない場合、医療機関等の顔認証付きカードリーダーでの初回登録を案内する。
- (2) 市区町村職員が、健康保険証利用の申込みのみに使用する暫定的な暗証番号を設定
- (3) 交付処理完了後、(2)で設定した暗証番号を用いて、市区町村職員がマイナポータルにログインし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを代行
※マイナポータルには個人情報が多く含まれるため、不要な情報の表示などを防止する観点から複数職員で確認しながら作業を行うこと。
- (4) マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み後、暗証番号ロック用ツールを用いて、4桁の暗証番号全てをロックし、追記欄に「顔認証」と追記
- (5) 本人限定郵便等によりカードと厚生労働省作成の別添リーフレットを交付

市区町村における顔認証マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みの流れ(本人)

通常のコードから設定の切替を行う場合(本人)

☆顔認証マイナンバーカードへの設定切替申請があった場合は、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みの有無を確認
マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みが済んでいない場合の事務の流れは以下のとおり。

- (1) 本人が来庁し、既に設定されている暗証番号の入力が可能な場合には、当該暗証番号の入力によりマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを行い、利用申込み完了後、暗証番号のロック及び追記欄への「顔認証」との追記を行い、カードを返却する。
- (2) 本人が既に設定されている暗証番号を失念している場合は、市区町村職員がマイナポータルへのログイン及びマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを代行することについて、書面により同意を取得する。なお、同意取得時には、マイナポータル利用規約を提示し、利用規約へ同意する意思も確認すること。※同意書のフォーマットは別紙参照
本人からの同意が得られない場合は、医療機関等の顔認証付きカードリーダーでの初回登録を案内する。
- (3) 暗証番号の再設定を行い、市区町村職員が健康保険証利用の申込みのみに使用する暫定的な暗証番号を設定
- (4) (3)で設定した暗証番号を用いて、市区町村職員がマイナポータルにログインし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを代行※本人の立ち会いが必要。
- (5) マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み後、暗証番号ロック用ツールを用いて、4桁の暗証番号全てをロックし、追記欄に「顔認証」と追記
- (6) 本人にカードと厚生労働省作成の別添リーフレットを交付

顔認証マイナンバーカードの注意点

機器による顔認証又は目視による顔確認により健康保険証としての利用等ができますが、暗証番号の入力が必要なサービスは利用できません。

○ 利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用※
- ・券面の顔写真や記載事項を用いた本人確認書類としての利用
- ※ 訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるようになる予定です。

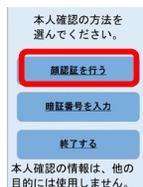
✕ 利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導における健康保険証としての利用
- などの暗証番号の入力が必要なサービス

 顔認証マイナンバーカードを健康保険証として利用したいが、まだ利用登録をしていない場合は、**医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで利用登録**してください。

- i. 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ii. 「マイナンバーカードを保険証として登録する」ボタンを選択
- iii. 申込完了！

健康保険証としての利用方法

来院	本人確認	同意確認	受付完了！
✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く 	✓ 本人確認の方法で「顔認証」を選ぶ  <small>本人確認の方法を選んでください。 顔認証を行う 暗証番号を入力 終了する 本人確認の情報は、他の目的には使用しません。</small>	✓ 各種同意事項の確認・選択 同意確認を行う事項 <ul style="list-style-type: none">● 手術情報の提供● 特定健診情報の提供● 診療・薬剤情報の提供	✓ マイナンバーカードを取り出し、受付完了 

※ 顔認証マイナンバーカードでの顔認証に不安のある方は、健康保険証（健康保険証廃止後は保険者から送付される「資格情報のお知らせ」）をご持参ください。

 **0120-95-0178**
マイナンバー総合フリーダイヤル
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。
受付時間（※※※※※） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

顔認証マイナンバーカードの注意点

機器による顔認証又は目視による顔確認により健康保険証としての利用等ができますが、暗証番号の入力が必要なサービスは利用できません。

○ 利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用※
- ・券面の顔写真や記載事項を用いた本人確認書類としての利用
- ※ 訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるようになる予定です。

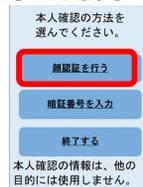
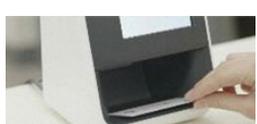
✕ 利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導における健康保険証としての利用
- などの暗証番号の入力が必要なサービス

 顔認証マイナンバーカードを健康保険証として利用したいが、まだ利用登録をしていない場合は、**医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで利用登録**してください。

- i. 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ii. 「マイナンバーカードを保険証として登録する」ボタンを選択
- iii. 申込完了！

健康保険証としての利用方法

来院	本人確認	同意確認	受付完了！
✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く 	✓ 本人確認の方法で「顔認証」を選ぶ  <small>本人確認の方法を選んでください。 顔認証を行う 暗証番号を入力 終了する 本人確認の情報は、他の目的には使用しません。</small>	✓ 各種同意事項の確認・選択 同意確認を行う事項 <ul style="list-style-type: none">● 手術情報の提供● 特定健診情報の提供● 診療・薬剤情報の提供	✓ マイナンバーカードを取り出し、受付完了 

※ 顔認証マイナンバーカードでの顔認証に不安のある方は、健康保険証（健康保険証廃止後は保険者から送付される「資格情報のお知らせ」）をご持参ください。

 **0120-95-0178**
マイナンバー総合フリーダイヤル
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。
受付時間（※※※※※） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare